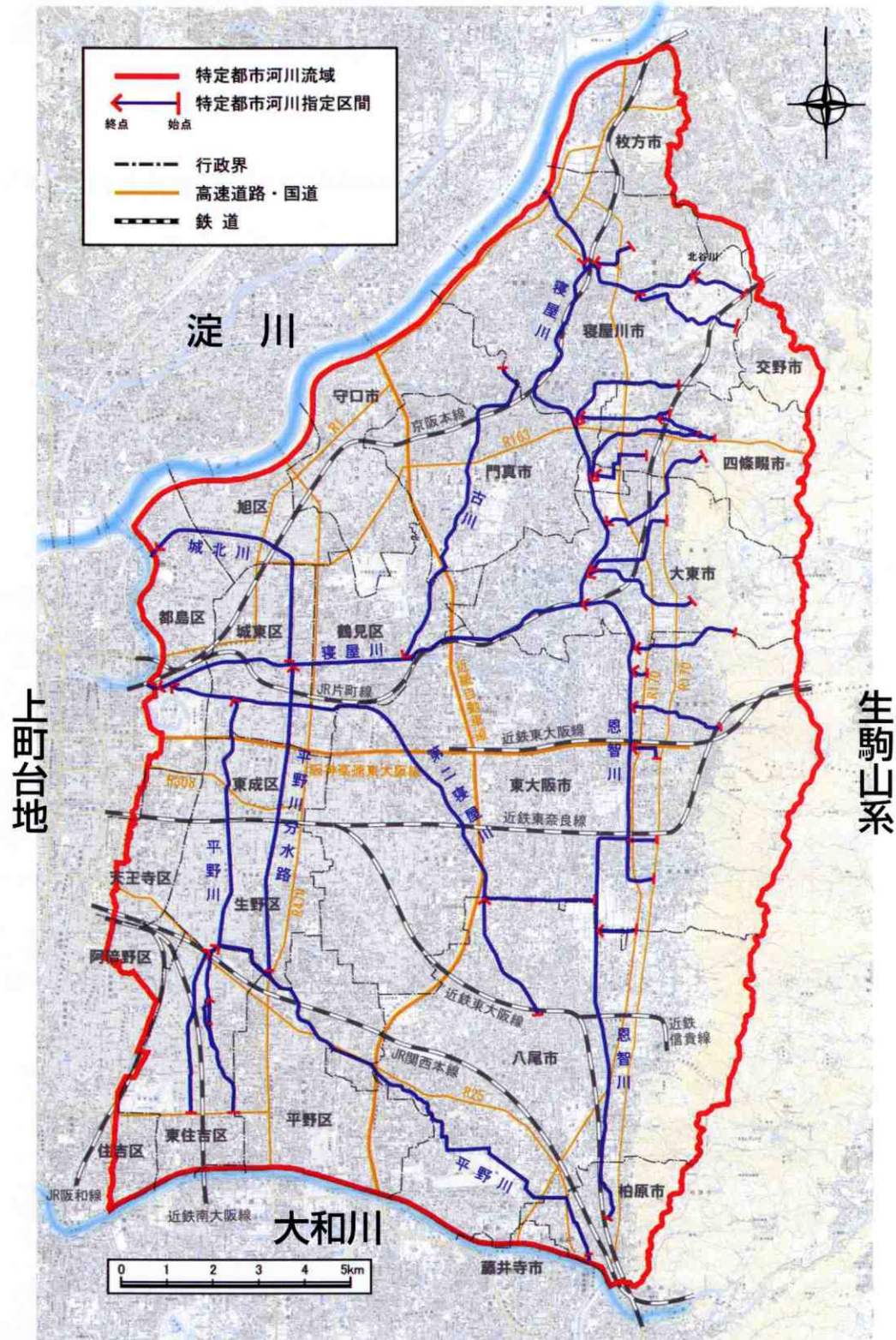


特定都市河川流域図



雨水浸透阻害行為の許可等について

淀屋川流域は、総合治水対策を推進するため、

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」に指定し、
平成18年7月1日から、雨水浸透阻害行為の許可等を実施します。



ご注意、ご協力をお願いします!

- 1000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、大阪府知事等^{*}の許可が必要となります。
- 宅地建物取引業法、不動産特定事業法など関係法令についてもご確認ください。
- これまで同様、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるなど、流域での雨水の流出抑制対策にご協力ください。

大阪府知事等^{*}：「特定都市河川流域」の大阪市、枚方市、八尾市、淀屋川市、東大阪市の区域については、各市長の許可となります。



お問合せ先：大阪府都市整備部河川室河川整備課
 河川環境課
 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
 電話：06-6941-0351(代) F A X：06-6949-3129
 メールアドレス：kasen-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp
 ホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/>

「特定都市河川浸水被害対策法」とは・・・

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発
また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

都市部の河川流域における新たなスキームによる 一体的な浸水被害対策が必要

特定都市河川浸水被害対策法 (平成15年法律第77号)

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。



平成15年
福岡市の地下街
浸水状況



平成12年 東海水害

出典:国土交通省 パンフレット

特定都市河川浸水被害対策法 (平成15年法律第77号)・・・平成16年5月15日施行

行政は・・・

- 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定(都道府県知事)平成18年1月13日 大阪府告示第83号
- 流域水害対策計画を策定(河川・下水道管理者・都道府県知事・市町村長が共同策定)
平成18年2月15日策定(平成18年3月10日 大阪府告示第545号)
※流域水害対策計画は、<http://www.pref.osaka.jp/kasen/tokutei/tokutei.html> にて入手可能です。
- 都市洪水及び都市浸水想定区域の指定

流域のみなさんは・・・

- 雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務
- 保全調整池に指定された既存の防災調整池では、埋立行為等は届出が必要

ご注意ください

特定都市河川浸水被害対策法の施行(平成16年5月)にあわせ、関係法令等が改正されています。

宅地建物取引業法

- 広告の開始時期の制限(第33条)
- 契約締結時期等の制限(第36条)
- 説明すべき「重要事項」(第35条第1項第2号)

不動産特定共同事業法

- 広告の開始時期の制限(第18条)
 - 契約締結時期等の制限(第19条)
- ※詳細については、各法律等をご参照願います。

情報確認方法

特定都市河川流域の確認

■特定都市河川流域の指定は、
公示することになっている。
(法第3条第10項)

保全調整池の確認

■保全調整池の指定は、
公示することになっている。
(法第23条第3項)

管理協定の確認

■管理協定が締結されたときは、
公告され公衆の縦覧に供される。
(法第29条)

- 平成18年1月13日に府公報にて公示(大阪府告示第83号) ※流域図は省略
- インターネットでも確認可能 <http://www.pref.osaka.jp/kasen/tokutei/ryuuiiki.html>

雨水浸透阻害行為の許可等

これまでご協力いただいています“流域での流出抑制対策”について、流域内で行う一定規模(1000m²)以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為(「雨水浸透阻害行為^{注1)}」)を行う場合には、都道府県知事等の許可^{注2)}が必要となります。(特定都市河川浸水被害対策法第9条)

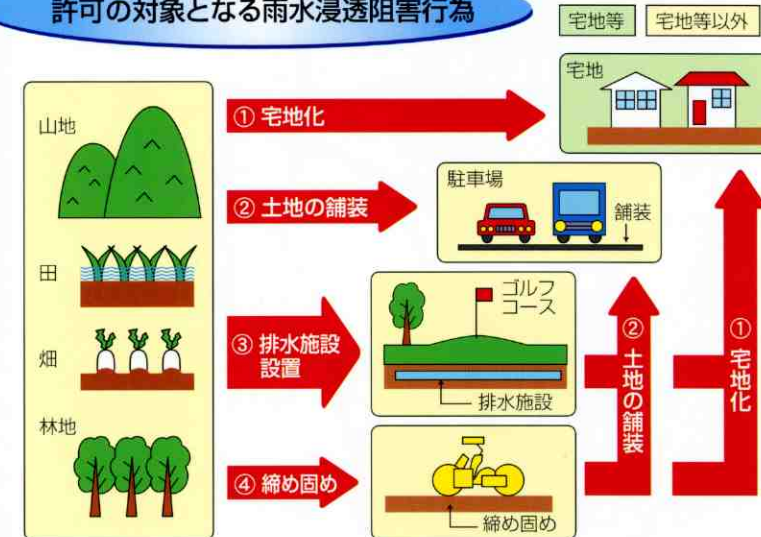
注1) 雨水浸透阻害行為とは・・・

- ①宅地化
宅地等以外の土地(田畑、山地及び林地など)を宅地等(宅地、道路、鉄道線路など)にするために 行う土地の形質の変更
- ②土地の舗装
宅地等以外の土地を不浸透性の材料で覆う
- ③排水施設設置
ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うもの)の新設・増設
- ④土地の締め固め
ローラー等の建設機械を用いて土地を締め固める

注2) 都道府県知事等とは・・・

大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の区域での雨水浸透阻害行為は、各市長が許可を行います。
その他の区域は、大阪府知事が許可を行います。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為



【既に着手している行為の許可の取り扱い】

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点(平成18年7月1日)において、次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可は不要です。

- 既に工事に着手している行為
- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- 事業採択されている等既に事業化されている行為
- 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

《流域内に既にお住まいの方やこれからお住まいになる方へのお願い》

- 流域内にお住まいの方、又は事業を営む方は、浸水被害の防止を図るため、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるようご協力をお願いします。
- 早期に浸水被害の防止を図るため、河川管理者、下水道管理者、大阪府、流域内の市が一体的に浸水被害対策に取り組むこととしています。公的機関が行う事業にご協力ください。
- 特定都市河川流域では、1000m²以上の雨水浸透阻害行為について許可を必要としていますが、1000m²未満の許可を必要としない雨水浸透阻害行為を行う場合にも雨水の流出抑制対策の実施にご協力ください。
- 防災調整池を所有、管理されている方は、雨水を一時的に貯留するという防災調整池が有する機能の維持にご協力ください。

大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例

大阪府では、これまで皆様にご協力いただきました“流域での流出抑制対策”を引き続き実施するため、特定都市河川浸水被害対策法第12条に基づき、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事の算定に用いる降雨を定めることに加え、法律に基づく雨水浸透阻害行為だけでなく、開発行為等について、浸水被害の拡大を防止するための技術的な助言や勧告をすることができる条例を制定しました。

－平成18年3月28日 大阪府条例第5号－